

岐阜県公報

第千六百五十三号
平成十七年六月十日

(金曜日)

目次

告示

- 有害興行の指定 (青少年室) 四五九
- 有害図書類の指定 (同) 四六〇
- 救急医療施設の委嘱 (医療整備課) 四六〇
- 結核予防法に基づく医療機関の指定 (保健医療課) 四六〇
- 結核予防法に基づく医療機関の指定 (同) 四六〇
- 土地収用法に基づく事業の認定 (用地課) 四六一
- 保安林に指定する予定である旨の通知 (森林保全室) 四六一

公示

- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請 (県民政策室) 四六一
- 介護保険指定居宅サービス事業所の指定の取消し (介護支援室) 四六三
- 介護保険指定居宅介護支援事業所の指定の取消し (同) 四六三
- 大規模小売店舗の変更の届出に関する件 (商工業室) 四六三
- 大規模小売店舗の廃止の届出に関する件 (同) 四六四
- 基本測量の実施 (用地課) 四六四
- 公共測量の終了 (同) 四六四

告示

岐阜県告示第五百五号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第五条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成十七年六月十日

岐阜県知事 古田 肇

1 指定興行

種別	題名	等	配給会社名	等
映画	赤い淫臭 花蜜のしたたり		オーピー映画	画
映画	肉体秘書 パンスト濡らして		新東宝映画	画
映画	韓流教師 下半身レッスン		新日本映画	画
映画	新・鍵穴 絡みあう舌と舌		新東宝映画	画
映画	痴漢電車 ゆれて密着お尻愛		オーピー映画	画
映画	馬と潮風に抱かれて		オーピー映画	画
映画	変態オヤジ 四十路熟女の色下着		新日本映画	画
映画	新日本映像ニユース 韓流教師		新日本映像	画
映画	新日本映像ニユース 変態オヤジ		新日本映像	画

2 指定年月日

平成17年5月31日
 3 指定理由
 著しく性的感情を刺激するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第五百六号

岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第三十七号）第六条第一項の規定により次のものを有害図書類として指定した。

平成十七年六月十日

岐阜県知事 古田 肇

1 指定図書類

種類	図書類の題名	月日号等	発行所、制作者名
雑誌	EX大衆	週刊大衆増刊 6月21日号	株式会社
	JUNK NEWS MAGAZINE 別冊ドント	2005. 7月号	株式会社・マガジン
	ヤンナイ NO. 128	2005. 7月号	徳 逆 天

2 指定年月日

平成17年5月31日

3 指定理由

著しく性的感情を刺激するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第五百七号

次の医療機関を救急医療施設として平成十七年三月一日委嘱したので、救急医療施設取扱要綱（昭和五十年岐阜県告示第七百六十七号）第四の規定により告示する。

平成十七年六月十日

岐阜県知事 古田 肇

医療機関名 所在地 有効期限
 独立行政法人国立病院
 機構長良医療センター
 岐阜市長良一三〇〇番地七
 平成二〇・二・二九

岐阜県告示第五百八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当する機関に指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六の規定により告示する。

平成十七年六月十日

岐阜県知事 古田 肇

医療機関の名称	所在地	指定年月日
ほづみ薬局	瑞穂市別府四〇八三	平成一七・四・六
なかの内科クリニック	美濃市二九三一一	同 四・二二
早川胃腸科外科クリニック	山県市岩佐七八三番地一	同 五・一
国枝医院	本巣市文殊八八一	同
小林薬局	美濃市二九三一一〇	同
ハーブ多治見調剤薬局 豊岡店	多治見市豊岡町三六九	同

岐阜県告示第五百九号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定辞退の届出があったので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六の規定により告示する。

平成十七年六月十日

岐阜県知事 古田 肇

医療機関の名称 所在地 辞退効力発生日

藤本内科医院	土岐市駄知町一九五三二	平成一七・三・二三
国枝医院	本巢市文殊八三一	同 四・三〇
早川胃腸科外科クリンツク	山県市岩佐七八三番地一	同
小林薬局	美濃市二五五九番地の一〇	同

岐阜県告示第五百十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十七年六月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 起業者の名称

本巢市

二 事業の種類

本巢市糸貫川多目的広場（仮称）整備事業（以下「本件事業」という。）

三 起業地

1 収用の部分

岐阜県本巢市曾井中島字下川原及び字中川原並びに長屋字人宿地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

本件事業は、法第三十三条第三十二号に該当するため、法第二十条第一号に規定する要件を充足するものと判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である本巢市は、既に財源措置を講じており、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有していることから、法第二十条第二号に規定する要件を充足するものと判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

本件事業は、曾井中島及び長屋地区に地域住民等が軽スポーツ及びイベント等を開催できる多目的広場及び遊歩道等を整備するものである。

当該地区には、野球等競技スポーツが行える本巢市民スポーツプラザが整備されているが、高齢者をはじめとした地域住民等が気軽に楽しめるゲートボールやグラウンドゴルフ等の軽スポーツを行える広場等が整備されておらず、地域住民の健康増進に支障を来す恐れがある。本件事業により、多目的広場及び遊歩道等が整備されることにより、地域住民等が軽スポーツを楽しんだり、気軽に糸貫川沿いを散歩することができるようになり、地域住民の健康増進に大きく寄与することが期待されるところと共に、糸貫川に生息する鰻等の観光資源を活用したイベント等の開催により、地域コミュニティ活動の拠点施設となることが期待されること等から、本件事業により得られる公共の利益は大きいと考えられる。他方、本件事業に係る起業地（以下「本件起業地」という。）は、周囲を田畑及び宅地で囲まれた川沿いにあり、現況は畑であること等から本件事業により周辺環境に及ぼす影響は少なく、失われる利益は小さいと考えられる。

さらに、本件起業地は、社会的条件、地理的条件及び経済的条件をもとに三案を比較検討した結果、これらの条件を満たすものとして選定されたものである。

また、本件事業は施設整備の目的を遂行するために必要な最低限の施設、駐車場及び植栽等を計画的に整備するものであり、本件起業地は必要最小限の範囲と認められる。

以上のことから、本件事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第二十条第三号に規定する要件を充足するものと判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

本件事業により、ゲートボール等軽スポーツ及びイベント等を開催できる多目的広場等が整備され、地域住民等の健康増進及び地域コミュニティ活動の活性化に寄与することが期待され、市民からも施設の早期整備について要望が出されていること等から、本件事業は早急に施行されるべき事業と認められることから、土地を収用する公益上の必要があるものと認められるため、法第二十条第四号に規定する要件を充足するものと判断される。

5 結論

1 から4までに述べたとおり、本件事業は、法第二十条各号に掲げる要件を充足するものと判断される。よって、本件事業については、同条の規定による事業の認

五 定をするものである。
 法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
 本県企画部総合企画課

岐阜県告示第五百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十七年六月十日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町春日中山字廣澤二八二の一、二八二二、二八二九、二八三二、春日川合字尾洞四七一の一、春日六合字向山三四四の二、三四四の五、三四四の二七、三四四の三八、三四四の四〇、三四四の八二、三四四九、三四五〇、三四五一の一、三四五一の二、三四五二の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を岐阜県基盤整備部森林保全室及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成十七年六月十日

岐阜県知事 古田 肇

一 申請のあつた年月日 平成十七年五月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ハートネット

三代 表 者 の 氏 名 大坪 徹

四 主たる事務所の所在地 岐阜県高山市山田町八六三番地二二号

五 定款に記載された目的 この法人は、障害者の自立支援活動に関する事業を行い、誰もが自分の力を発揮できるまちづくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成十七年六月十日

岐阜県知事 古田 肇

一 申請のあつた年月日 平成十七年五月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人神通砂防

三代 表 者 の 氏 名 小池 強

四 主たる事務所の所在地 岐阜県高山市奥飛驒温泉郷村上二四八〇番地

五 定款に記載された目的 本会は、これまでの神通川上流域で実施されている砂

防の歴史を継承し、一層の砂防事業の促進を図るための活動を展開することを基本とし、あわせて住民等の安全・安心の確保、防災意識の向上や、安全なまちづくり・環境の保全等の活動を支援し、公益の増進に寄与することを目的とする。

介護保険指定居宅サービス事業所の指定の取消し

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十七条第一項の規定に基づき同法第四十一条第一項の指定居宅サービス事業者の指定を取り消したので、同法第七十八条の規定により次のとおりその旨を公示する。

平成十七年六月十日

岐阜県知事 古 田 肇

事業所の名称	所 在 地	サービスの種類	取 消 日 月 年
株式会社日本介護ホームセンター	岐阜県岐阜市雄総緑町六丁目二二番地	訪問介護	平成一七・一〇・二二
ハートケアハート楽園	岐阜県岐阜市雄総緑町六丁目二二番地	通所介護	平成一七・一〇・二二
訪問リハビリステーションばる	岐阜県岐阜市北一色九六六	訪問看護	平成一六・二・二六
訪問介護夢家族	岐阜県羽島市福寿町浅平二丁目四六番地	訪問介護	平成一六・八・二〇

介護保険指定居宅介護支援事業所の指定の取消し

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十四条第一項の規定に基づき同法第四十六条第一項の指定居宅介護支援事業者の指定を取り消したので、同法第八十五条の規定により次のとおりその旨を公示する。

平成十七年六月十日

岐阜県知事 古 田 肇

事業所の名称	所 在 地	取 消 日 月 年
株式会社日本介護ホームセンター	岐阜県岐阜市雄総緑町六丁目二二番地	平成一四・一〇・二二
有限会社橋本薬局	岐阜県各務原市鵜沼東町一七〇	平成一六・五・三三
居宅介護支援事業所夢家族	岐阜県羽島市福寿町浅平二丁目四六番地	平成一六・八・二〇

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成十七年六月十日から四月間岐阜県農林商工部工業室及び岐阜地域農林商工事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見を提出することができる。

平成十七年六月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成十七年五月三十一日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パルコ 外

三 建物の名称及び所在地

ヤマカツバルコ

岐阜県岐阜市神田町九丁目二番地 外

四 変更した事項

小売業者の変更

大規模小売店舗の廃止の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同条第六項の規定により公示する。

平成十七年六月十日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出者の氏名又は名称

株式会社長良川交通公園

二 建物の名称及び所在地

マンモス大垣店

大垣市築捨町四丁目一番地

基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成十七年六月十日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（国土調査に伴う基準点測量作業）

三 作業期間

平成十七年六月十日印刷

平成十七年六月十日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

平成十七年六月九日から

同 十八年三月十四日まで

四 作業地域

高山市、多治見市、関市、中津川市、恵那市、可児市、本巣市、郡上市、下呂市、養老郡上石津町、揖斐郡揖斐川町及び大野町並びに加茂郡白川町

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により各務原市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十七年六月十日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（平成十六年度木曾川境界杭座標化測量）

三 作業期間

平成十七年二月九日から

同 年三月二十八日まで

四 作業地域

木曾川右岸堤防 河川距離標三三・〇〇～四〇・〇キロポスト地域
（羽島市正木町三ツ柳、羽島郡笠松町田代）

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三 一 飯 尾 寛
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三 一 岐 阜 文 芸 社
定価 一か年 四八、〇〇〇円（送料共）（消費税二、二八六円を含む）